

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年11月4日(2021.11.4)

【公開番号】特開2020-89600(P2020-89600A)

【公開日】令和2年6月11日(2020.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2020-023

【出願番号】特願2018-229219(P2018-229219)

【国際特許分類】

**B 26 B 19/38 (2006.01)**

【F I】

B 26 B	19/38	E
B 26 B	19/38	L

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月27日(2021.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体ケース(1)と、可動刃(4)を含む切断刃(3)と、電源投入用の電源スイッチ(10)と、可動刃(4)の駆動速度の操作用の变速スイッチ(13)とを備えており、切断刃(3)が上部に配置されている電気かみそりであって、

变速スイッチ(13)が本体ケース(1)の上下中心よりも上方に配置されていることを特徴とする電気かみそり。

【請求項2】

切断刃(3)と变速スイッチ(13)と電源スイッチ(10)が、一つの仮想鉛直面(V)上に上から下へ記載順に配置されている請求項1に記載の電気かみそり。

【請求項3】

可動刃(4)の駆動速度を表示する表示部(16)が、前記仮想鉛直面(V)上に配置されている請求項2に記載の電気かみそり。

【請求項4】

上下方向における切断刃(3)と变速スイッチ(13)の距離(D1)よりも、变速スイッチ(13)と電源スイッチ(10)の距離(D2)が長く設定されている請求項2または3に記載の電気かみそり。

【請求項5】

可動刃(4)を駆動させるモーター(6)と、モーター(6)を駆動制御するモーター駆動制御手段(21)とを備えており、

モーター駆動制御手段(21)は、

電源スイッチ(10)がオン操作されると、モーター(6)を所定の基準回転数(R0)で起動させ、

モーター(6)の駆動状態で变速スイッチ(13)が操作されると、基準回転数(R0)を基準にモーター(6)を变速させる請求項1から4のいずれかひとつに記載の電気かみそり。

【請求項6】

モーター駆動制御手段(21)は、モーター(6)を基準回転数(R0)で起動させてから、電源スイッチ(10)がオフ操作されることなく所定の減速条件を満たした場合に

、基準回転数（R0）を引き下げるよう構成されており、減速条件が、モーター（6）に掛かる負荷が所定の低負荷値まで低下すること、モーター（6）の起動から所定の標準所要時間（T1）が経過すること、モーター（6）が基準回転数（R0）よりも高い回転数に制御される時間の割合が、所定の標準高速率（s）まで低下すること、モーター駆動制御手段（21）がモーター（6）を加速させる制御を開始してから、実際に加速するまでの応答時間（Td）が、所定の標準応答時間（T2）よりも短くなること、のうち少なくとも1つである請求項5に記載の電気かみそり。

#### 【請求項7】

モーター駆動制御手段（21）は、基準回転数（R0）と、基準回転数（R0）よりも高い最大回転数（R1）との間で、モーター（6）の回転数を制御しており、減速条件を満たした場合に、基準回転数（R0）と最大回転数（R1）が同時に引き下げられる請求項6に記載の電気かみそり。

#### 【請求項8】

モーター駆動制御手段（21）は、基準回転数（R0）と、基準回転数（R0）よりも高い最大回転数（R1）との間で、モーター（6）の回転数を制御しており、減速条件を満たした場合に、最大回転数（R1）は維持されたまま基準回転数（R0）のみが引き下げられる請求項6に記載の電気かみそり。

#### 【請求項9】

モーター駆動制御手段（21）は、モーター（6）の駆動状態で電源スイッチ（10）がオフ操作されると、モーター（6）を停止させて所定の待機時間（T3）にわたる待機状態に移行させ、待機状態において变速スイッチ（13）が操作されると、モーター（6）を再起動させる請求項5から8のいずれかひとつに記載の電気かみそり。